

住居表示ニュース第33号

令和5年11月7日発行

住居表示プレートの貼付にご協力をお願いします

- 令和5年11月13日から30日に、ご自宅の玄関や、マンション、ビルのエントランス等への住居表示プレートの貼付のため、区の受託事業者が戸別訪問を行います。

住居表示プレートのみほん

町名板



6cm

住居番号表示板



12cm

6cm

- 作業員が訪問した際に、希望する貼付位置をお伝えください。

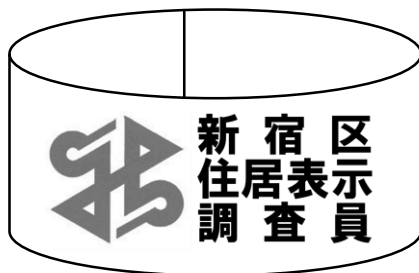
〔 ※ 希望位置によっては、貼り付けできない場合があります。
※ コンクリートボンドで貼付しますので、作業後の位置変更はできません。 〕

- 初回訪問時にご不在の場合には、次回の訪問予定日を記載した不在連絡票を投函します。

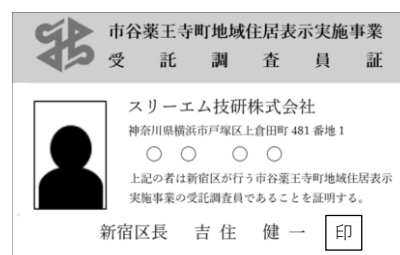
貼付の作業員について

住居表示プレートの貼付は、区が委託するスリーエム技研株式会社が行います。

事業者は以下の腕章を付け、身分証を携行しています。



腕章：白地に黒文字、緑の区章



身分証：氏名、顔写真、区長印

裏面につづく



問合せ先

地域振興部地域コミュニティ課住居表示係
電話 03-5273-3521(直通)
FAX 03-3209-7455
〒160-8484 新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
(平日 8:30 ~ 17:00)

臨時窓口のご案内（榎町特別出張所 2階 行政会議室）

住居表示実施に伴うマイナンバーカード等の住所変更手続きを行うため、以下のとおり臨時窓口を開設しています。

（１）臨時窓口の期間（○：開庁日）と受付時間、受付業務

● 受付時間

午前 8：45 ～ 11：30

午後 1：00 ～ 4：30

※ 11：30～13：00は除く

● 受付業務

- ・マイナンバーカードの住所変更
- ・在留カードの住所変更
- ・住居表示変更証明書の発行

※ 住民基本台帳カード・特別永住者証明書の住所変更も行います

	日	月	火	水	木	金	土
11月	5	6	7	8	9	10	11
	—	○	○	○	○	○	○
	12	13	14	15	16	17	18
	—	○	○	○	○	○	○
	19	20	21	22	23 (祝)	24	25
	—	○	○	○	○	○	—

混雑緩和のため、お住いの街区ごとに下記の日程で来庁いただきますよう、可能な限りご協力をお願いします。

1番から10番街区の方 → 11月 6日（月）～ 11月11日（土）

11番から18番街区の方 → 11月13日（月）～ 11月18日（土）

19番から20番街区の方 → 11月20日（月）～ 11月24日（金）

※ 割り当てられた日程で都合がつかない方は、ご自身の都合の良い日に手続きを行ってください。

（２）臨時窓口の流れ

- ① 電話予約や事前予約は受け付けていません。

当日、榎町特別出張所2階行政会議室へお越しください。

- ② 榎町特別出張所2階で整理券（受付番号）をお渡しします。

番号順にお呼びします。整理券（受付番号）の発行の際に、おおよそのお呼び出し時間をお知らせしますので、ご自分の順番が来るまで外出していただいて構いません。

- ③ 一日の受付数には限りがありますので、ご了承ください。

整理券（受付番号）が終了した場合には、住居表示ポータルサイトでご案内しますので、ご来庁の前にご確認ください。



- ④ 臨時窓口開設期間中(11/6～24)榎町特別出張所1階の通常窓口では(1)の受付業務は行いません。